

## 食物アレルギー指示書の改変について

### 【食物アレルギー指示書の改変について】

保育所保育指針解説書において『食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもの食事、特に除去食については、専門医やかかりつけ医などの指導・指示が必要です。保護者の申し入れが、子どもの健康や発育・発達に支障をもたらすことも考えられます。除去食等が提供される場合には、除去食品の誤食などの事故防止に努め、当該の子どもだけでなく他の子どもや保護者にもその旨を理解してもらうことが必要です。』とあり、保育所における体制を整備していく必要がある。

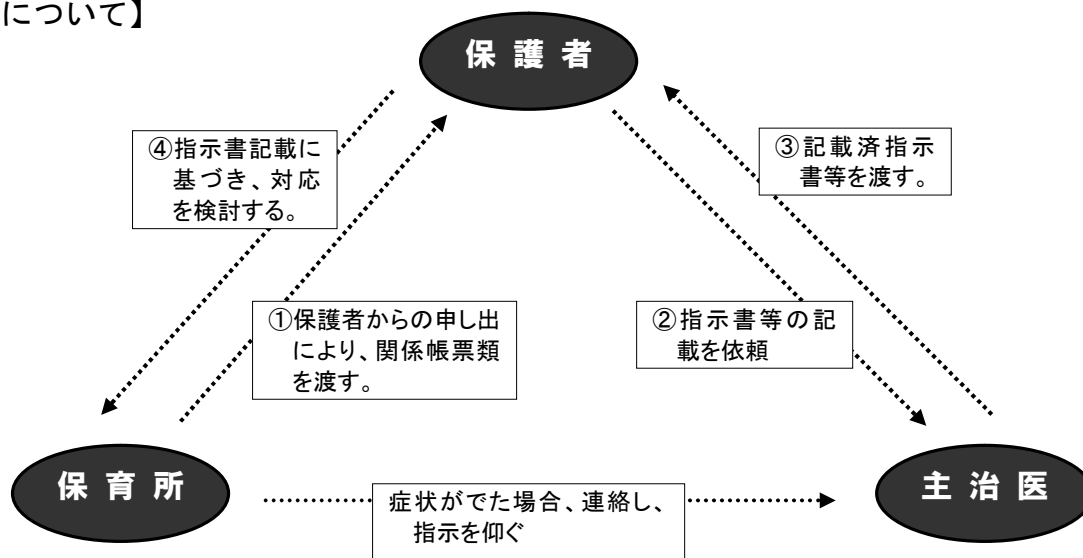
### 【実施時期】

平成21年6月1日より

### 【関係帳票類】

様式番号	関係帳票類名	記入者
【様式1】	食物アレルギーに関する調査票	保護者
【様式2】	食物アレルギー食品チェック表	保護者・医師
【様式3】	食物アレルギー指示書	医師

### 【手続きについて】



## 【食物アレルギー除去食開始までの手順】

1. 保護者からの食物アレルギー除去の申し出により、保育所へ関係帳票類の提出をお願いします。

- 保育所 …… ・【様式1】【様式2】【様式3】を保護者に渡す。
- 保護者 …… ・【様式1】を記入する。（保育所で共通理解が必要な情報）  
・【様式2】の（保護者欄）を記入する。  
・【様式2】、【様式3】の記載を主治医に依頼する。

### 注意！

- ・検査を受けることが目的ではない。
- ・指示書に関して文書料が生じる場合は、保険外診療として保護者負担となり、料金は医療機関によって異なる。
- ・指示書の提出は、お子様の健康と安全な給食の提供のために必要である旨、保護者に理解を求める。

2. 食物アレルギー除去食を開始するにあたって、保護者との面談日を設定する。

- 保育所 …… ・保護者より、【様式1】【様式2】【様式3】を受け取り、面談日を設定する。

### 注意！

- ・面談には、園長又は主任、栄養士又は調理担当者、担任、看護師等を含めて多角面からの状況把握に努めること。
- ・給食の内容及び食物除去方法について、保護者に説明し、理解を求める。
- ・食事介助する際の注意点について、職員が把握しておくこと。

3. 保育所での対応について検討する

- 所長 …… ・全職員に当該情報を周知し、各職員の役割の確認しておく。  
・緊急時の対応や連絡先について、明確にしておく。
- 保育士 …… ・配膳、食事介助時の対応について確認する。  
(看護師) ・当該児の体重や身長が、成長曲線グラフのカーブに沿っているか確認する。
- 栄養士 …… ・除去食品を確認しながら、予定アレルギー献立を作成する。  
(調理師) ・保護者に、作成した予定献立表を配布し、内容について確認してもらう。  
・児童の日々の喫食状況、健康状態を把握する。